

2024年7月8日

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～省エネ基準適合住宅の再築における追加費用を補償～
個人向け火災保険で「建物省エネ化費用特約」を販売開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（代表取締役社長：船曳 真一郎）ならびに、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納 啓介）は、2025年4月に改正予定の「建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）」に合わせ、住宅が全焼・全壊して再築等を行う際に、省エネルギー基準（以下「省エネ基準」）に適合させるための追加費用を補償する「建物省エネ化費用特約」を開発しました。2024年10月から個人向け火災保険^{※1}の特約として販売を開始します。

両社は、本特約の提供を通じて、省エネ基準適合住宅の普及を促進するとともに、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

※1：三井住友海上「[GK すまいの保険](#)」、あいおいニッセイ同和損保「[タフ・すまいの保険](#)」

1. 背景

日本では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、エネルギー消費量の約3割を占める建築物に対する省エネ取組が急務となっており、2022年6月には、建築物省エネ法の改正が公布されました。これにより、2025年4月以降のすべての新築住宅は、省エネ基準適合が必須化されます。省エネ基準の適合には「断熱等性能等級4以上」「一次エネルギー消費量等級4以上」などを充足する必要があります。一方で、火災保険の損害保険金は再調達価額基準^{※2}で算定されるため、全焼・全壊して再築等を行う際、省エネ基準適合のために追加費用が生じることが想定されます。

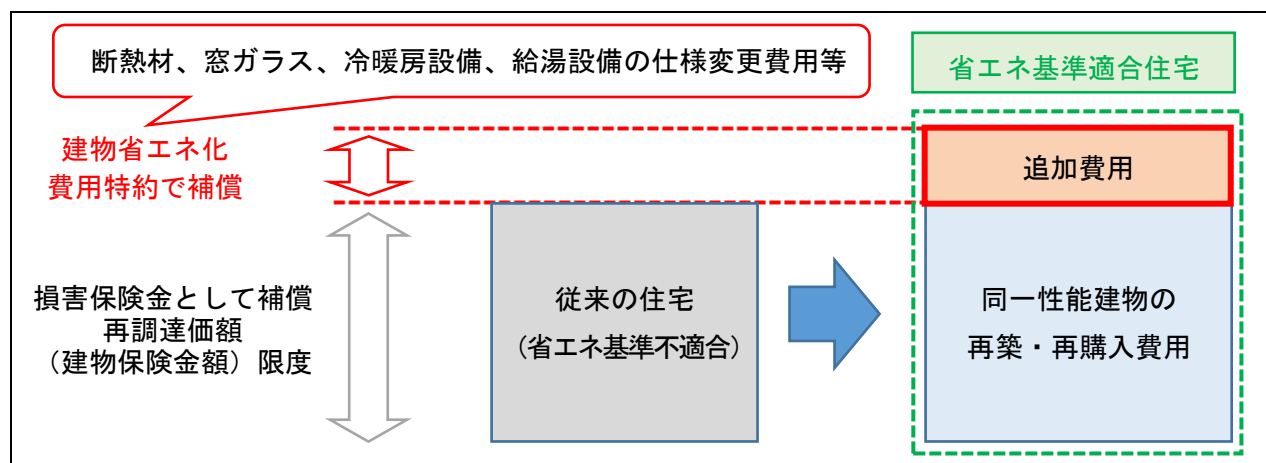
※2：損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

2. 「建物省エネ化費用特約」の概要

建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊^{※3}」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物^{※4}」に建てかえまたは買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額（1回の事故につき、1敷地内ごと100万円限度）をお支払いします。

※3：建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積が延床面積の80%以上である損害をいいます。焼失、流失または損壊した部分の床面積には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

※4：建築物省エネ法（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する住宅をいいます。



3. 今後の展開

両社は、今後も脱炭素社会の実現に向けた環境変化に対応する新たな保険商品・ソリューションの開発・提供を行っていきます。

以上